

## 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることとしているが、家族のあり方も多様化し、女性活躍が推進される現代において、社会の考え方や価値観も変化してきている。

こうした中、最高裁判所では、平成 27 年 12 月 16 日の判決において、夫婦同姓制度を「合憲」としつつも、夫婦の氏についての制度のあり方は「国会で論じられ判断されるべき事項にほかならない」とし、令和 3 年 6 月 23 日の判決においても同様の判断を示している。

選択的夫婦別姓制度は、「家族で同じ姓の方がいい」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものである。これは、誰も改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながる。

よって、多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、これら世論の動向や最高裁判所の判決の趣旨も踏まえつつ、国会及び政府の責務として制度のあり方を議論していかなければならない。よって、国会においては、社会に開かれた形で選択的夫婦別姓制度議論の活発化を早期に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 28 日

栃木県栃木市議会

|                   |   |
|-------------------|---|
| 衆議院議長             | 様 |
| 参議院議長             | 様 |
| 内閣総理大臣            | 様 |
| 法務大臣              | 様 |
| 総務大臣              | 様 |
| 内閣府特命担当大臣（男女共同参画） | 様 |